【　更新許可・一本化　】

指令村総建総 第313号

石川建設産業　株式会社

代表取締役　石川　政人

令和６年６月26日付けで申請のあった一般建設業については、建設業法第３条第１項の規定により、下記のとおり許可する。

令和６年７月25日

山形県知事　吉村　美栄子

記

１　許　可　番　号　　山形県知事許可　（　般－６　）第100337号

２　許可の有効期間　　令和６年８月27日から令和11年８月26日まで

３　建設業の種類　　大工工事業　左官工事業　石工事業　屋根工事業

管工事業　タイル・れんが・ブロック工事業

鋼構造物工事業　鉄筋工事業　板金工事業　ガラス工事業

塗装工事業　防水工事業　内装仕上工事業

機械器具設置工事業　熱絶縁工事業　造園工事業　建具工事業

４　許可の更新申請を行う場合の書類提出期限　　令和11年７月27日

（この日が行政庁の休日に該当する場合は、直後の開庁日）